

平成30年9月20日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

産業建設委員会

委員長 志 田 貢

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 9月20日に委員会を開催し、所管事務について調査を行った。
所管事務調査については、水田等の渇水対策について、執行部から説明を受け、質疑を行った。また、行政視察について、委員派遣承認要求書を議長に提出することとした。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、水の郷工業団地における特別高圧電力の共同受変電設備の導入について及び魚沼醸造株式会社水の郷工場の操業スケジュールについて執行部から報告を受け、質疑を行った。

産業建設委員会会議録

1 調査事件

(1) 所管事務調査について

- ・水田等の渇水対策について
- ・行政視察について

(2) 閉会中の所管事務等の調査について

(3) その他

3 日 時 平成30年9月20日 午前10時

4 場 所 広神庁舎3階 301会議室

5 出席委員 星 直樹、大桃俊彦、富永三千敏、志田 貢、岡部計夫、森山英敏、
(森島守人議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 星農林課長、星野商工観光課長、小幡土木課長、富永農政室長
桑原商工振興室長

8 書 記 櫻井議会事務局長、今井主任

9 経 過

開 会 (10:00)

志田委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。

(1) 所管事務調査について

・水田等の渇水対策について

志田委員長 日程第1、所管事務調査についてを議題とします。まず、水田等の渇水対策についてを議題といたします。資料が配布されていますので、執行部より説明を求めます。

星農林課長 それでは資料に基づきまして説明させていただきます。(資料「魚沼市農作物渇水対策について」及び「魚沼市農作物渇水対策事業補助金交付要綱」により説明) 農林課の説明につきましては以上です。消雪パイプ等の利用につきましては、土木課長から説明を申し上げます。

小幡土木課長 私から消雪井戸の活用について報告をさせていただきます。今ほど説明があ

りましたように、農林課から要請がありましたので、その対応をさせていただきました。実際稼動した消雪用井戸の箇所数としては、市所有の井戸が43カ所、新潟県所有の井戸が9カ所、合計52カ所となっております。これに係る電気料の請求は約102万6,000円となっております。

志田委員長　ただいま農林課、土木課より被害規模、補助金交付金要綱について説明をいただきました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

富永委員　干ばつ被災の概況ということで説明をいただきましたが、水稻のところのWCS、それからうるいとか、いろんなところで品質低下が出ているという状況でございました。面積のことは聞かせていただきましたが、被害額はどれくらいになるのでしょうか。

星農林課長　先ほど、額についてもお話しさせていただきましたけども、品質低下による額は生産物になってみないとわからない部分がございます。今の時点で想定というのは、なかなか農協関係者もできないという部分がございますので、額は今のところわからないというところですよ。

富永委員　補助金の交付要綱についてですが、今回、市がこうして要綱をつくりまして、金額等を示しておりますが、他の自治体でこういった交付要綱をつくっているのは、どのくらいあるのか、わかったらお聞かせ願います。

星農林課長　県内ということになると把握しておりませんが、近郊ですと十日町市はつくっております。実際私どもも参考にさせていただいた部分もございますが、今回、県が助成制度をつくりました、それに乗って自治体が助成をしますというところは、おそらく全部要綱をつくったんだろうと思います。ただ、ほとんどが県の要綱そのまま持ってきていますので、市の単独でしているというのは、おそらく魚沼市を含めて、あっても数自治体かなと思っています。

富永委員　補助金交付要綱の別表のところなんですけど、ポンプ車等借上だとか、ポンプ借上とか、ポンプ購入だとか金額が書いてございます。先ほど課長から県の約1.5倍を想定してこの金額を決めたということですが、私が見た自治体の話なんですけど、その自治体はまだ要綱という形ではなくて、これからこういった制度を始めます、というところで私が確認した金額を比較しますと、県とだいたい同額程度の金額となっておりますけども、市のほうで1.5倍にした根拠といえますか、どういう考え方で1.5倍にしたのか。

星農林課長　なかなか、じゃあ2倍にするのか、3倍がいいのか、ちょっと基準的に定めるのは難しかったです。ですので、私ども農家組合さんに実際に事業を実施したところの実施単価をお聞かせ願ったところ、県の単価ではとてもそれを賄えないということで、概ね賄えるのが1.5倍程度あれば、それを超えるものは仕方ないとして、そのくらいあればということで、1.5倍とさせていただきました。

富永委員　もう一点、別表のことなんですけど、概要のところには1,000円未満は切り捨てると書いてございますが、ポンプ車等借上だと25,500円、ポンプ借上が4,500円となって、1,000円以下の単位になっていきますけど、ここはどういうことでしょうか。ここも500円切り捨てたほうがいいんじゃないことと思いますけど。

星農林課長　最終的にその地区から出てくる事業費、これですとポンプ車等を借り上げた場合、1日であれば確かに25,500円ということで、最終的に500円切り捨てられて、25,000円が対象となります。これが何日か使っている場合が多いですので、最終的に掛ける日数

等出てきた事業費で1,000円未満が出てくる部分に関しては、切り捨てをさせていただくということでございます。

岡部委員　今回、独自の湧水対策事業ということで、策定してやってもらったわけですが、今回初めてだったんですか。

星農林課長　合併してからは、こういった要綱はなくて、私が課長になってからも実際に湧水がありまして、例えばため池の水が足りないという局所的な部分が出てきました。そこら辺については、その時点で決裁をいただいて、助成を行ったことはございましたが、今年のように全域的なものはなかなかありませんでしたので、魚沼市になってからは初めて要綱をつくらせていただいたということでございます。

岡部委員　今回、農林課のほうではこういう被害が出たということで、このように法を整備して、策定して、実施したということですが、消雪用井戸についてはそういったことをしないでしたんですけれども、それはこういうふうに策定しなくても大丈夫なのかという、そこだけ確認させてください。

星農林課長　旧町村時代に、例えば小出であったとか、広神であったとか、やっぱり本当の湧水があったときに、消雪パイプの利用をしていたということを私どもも承知はしておりました。ですので、ある意味、政策的助成という部分になるかと思うんですけれども、そういう現状を踏まえたうえで、使用してよろしいかというものを市長に上げさせていただきながら、土木課と協議して、今後も実施するべきときには実施するという形でいきたいと思っております。

岡部委員　補助したりすることは悪いことじゃないんで、これは9月12日から実施ですよ。7月21日から遡って適用するという事なんですけど、悪いことじゃないんで、不利益不遡及の原則からいくと、施行した後が一般的、今後、これ以降はこれに照らし合わせてやろうということですよ。これについて遡ってやるということは、相手に利益を与えるわけだから、それは支障ないということだと思うんですよ。同じくそこを今後実施するようであれば、土木課のほうでも消雪井戸についても、いろいろ言われぬように法整備もしていかなきゃいけないんじゃないかなと思いますけどもその辺はどういう考え方ですか。

小幡土木課長　今回の湧水対策のような消雪井戸の使い方は、イレギュラーでありますので、今後についても状況を判断する中で、農林課から要請があった段階で判断させていただく。土木課が要綱をつくって、それに基づいて率先して湧水対策を行うということはあることかなという感じがしますので、農林課の要請を受けて、土木課が動くというような体制でいきたいと考えております。

森山委員　今回の湧水対策、各方面からご支援していただいたということで、大変感謝をしておりますが、現実問題として私も田んぼをやっていますので、いろいろやってみたわけですが、ここにある湧水対策の補助金ですが、これはある意味近くにそういう施設がある、もしくは水利があると、こういう条件がそろったところはこれができるわけですが、全く消雪井戸もない、河川にも全く水がなくなった、山の中の、沢の中の湧水対策については残念ながらなかなかいい制度がないという感じなんですけど、現実問題として、干ばつの被災概況というのに46.5ヘクタール、これがどの程度の被害になっているのかというのは今後収穫をして、米になって、検査をしないと、等級等も大分下がるおそれもあるし、数量等も大分下がっているような話も聞いております。そういった部分について、もう少し何

らかの有効な対策を考えなければならぬかなというところがあるんですが、いろいろやってみたと、いわゆる運び水で何とかするということについても補助的なものを考えていただきたいなという感じがします。というのは、カラカラに乾いた田んぼに水をためるには、反当たり10センチためるにしても、100トンの水がいるわけで、とても100トンも運ぶことが現実問題として無理です。そこで、結果的に考えたんですが、例えば消防のポンプか何かで、反当たり1センチであれば10トン程度の水で足りるわけですので、5トンから10トンくらいの散水をする。本当にないところは、運び水で散水をするみたいな事業を農家組合から取り組んでいただくようなところで補助もしていく必要があるのかなという感じがしますので、プラスしてそういう部分を考えていただいて、今後こういった状況が起きたときには沢の水もない、水源もない、何にもないところにもある程度対策ができると、農家組合単位でやっていただくことによって、それを補助するというような、そういったところもできたらひとつお願いしたいと思いがいでしょ

星農林課長 実際には田んぼ等に、散水ということではなかったんですけども、田んぼの水路といいますか、そちらのほうに運び水をしたというのが一番下のかん水用機械設備等事業ということで、ポンプ、タンクの借り上げをして、人件費は除くという形になっておりますけども、実際に行ったと。またそれに係る経費ですので、燃料費等かかった場合には、それもみたということで、実際そういう地区もございました。ただ、森山委員言われるような形も実態としてはいろいろ話を聞きましたので、どこら辺までできるかっていうのはわかりませんが、今後の課題なのかなと思います。

森山委員 要綱の中に基幹水路、もしくはため池という、そこにやることによって個人ではない、何人かが利益できるところは補助しますみたいなところがあったので、かん水だとまったくそういうことではなくて、個人の田んぼに散水をするということになると、この要綱がはたして使えるのかっていうのがちょっと疑問だったものですから、それが使えるということであれば問題ないということですが、いかがですか。

星農林課長 散水ということまでをこの中で網羅するということは、当初から考え方としてありませんでした。確かに現実的に、既に個々で自分の田んぼに対応したというような話は後ほど聞きました。個人申請でやるのではなくて、例えば地域集落でまとまって、そういう場所が多いから集落として取り組むんだというようなことが、この中で読み取れるか、もしくは若干言葉を付け加えなければいけないという部分もあるかと思っておりますので、これについては考えていくべきだろうとは思いましたので、検討させていただきます。

森山委員 なかなか個人やったものを取りまとめるのは大変だと思いますので、少なくとも農家組合単位くらいでやるみたいな、その集落で取り組んでいただければ、こういう補助がありますよみたいなメニューでいいと思うんですが、そういう形で加えていただきたいなと思います。

大桃委員 今回説明いただいた内容からはずれるかもしれませんが、確認させていただきたいんですが、広神ダムの放水時期が、関係する集落の方からいろいろと聞かせていただいた中では、早々に放水をして、本当に必要なときに水がなかったと、極端に言うところこういう話だろうというふうに思うんですけども、これについて市がどのようにかかわっているのかわかりませんが、水路の体系とか、下々のほうまで水がいかなかったと

かいうようなところで、クレームが発生しているかどうかというのを確認させていただきたいのと、それから放水する管理状況はどのようになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

星農林課長 管理状況については、県営ダムでありますので、私どもではつかんでおりません。ただ、今回こういう状況になったときにいろいろな話を、私ども対策会議というのを5回やったんですが、土地改良区さんも当然入っていましたのでいろいろそういう水利状況の話も聞きました。事前に、いらぬ時期に放水していたということではないと思います。実際、かなり渇水した状態で水を出したときも一応維持流量というのがありますけども、その中でも農地に引き込む水路には、多めに引き込ませていただいたということで土地改良区から聞いております。ですので、話はいろいろ聞きましたけども、本当にないときはどうにもならなかったということですし、管理状況については必要であれば県に確認するしかないと思っておりますので、よろしく願います。

大桃委員 おっしゃるとおりだと思いますけども、なにせ広神ダムができて初めての放出というようなことで聞いてますので、その中で対応した状況ですので、今後の管理も含めてきちんとした態勢をとった中で、今後こういう形のものがまた出てくる可能性は十分ありますので、そのときに対応できるような形になっていただければいいかなと思います。

星農林課長 ありがとうございます。広神ダム自体は多目的ダムですので、管理自体は振興局の地域整備部がやっていますので、そういう話も含めて話はつなぎたいと思いますし、実際農地の関係でしたけども、県もずっと会議に出てきておりましたので、話自体はいろいろな面で2階、3階で通じているとは思いますが、そういうような話を受け止めて、話をさせていただきたいと思います。

富永委員 先ほどの別表のことですけども、私が質疑をしたら課長から1日ではなくて、2日以上利用した場合に、その合計金額のときの端数を切り捨てるというような説明でしたけども、そのことがわかるような表現をしないとうまくないかと思っておりますので、ご検討いただきたいと思っております。それと、交付要綱の第2条なんですけども、事業実施基準ということで、市内に3カ所設置してある新潟地方気象台の観測所における降雨量を参考に判断するというようになってますけども、3カ所だけだとどうかなと思っております。以前の堀之内地域の豪雨災害だとか、局所的な場合があったりするので、せっかく市でも設置していますので、そういったのも参考にするとかしたほうがいいんじゃないかと思っておりますがいかがでしょうか。

星農林課長 各経費の上限額を定めさせていただいていた場合で、例えばポンプ車の借り上げを1日だけ使ったということであると25,500円が上限だから、申請した人はその金額をもらえるんじゃないかと理解している。ただし実際には1,000円未満は切り捨てるので、25,000円だったと。そこら辺が、これだけ見るとちょっとわかりにくいんじゃないかということですよ。今までのいろいろな交付要綱が、おそらくみんなこういう書き方だったんで、私どももこうしたんですが、参考にさせてもらいます。それと2条のほうなんですけども、例えば豪雨対策の場合だと、どこで降っているかというのをかなりの箇所数で見るといいかなと思います。ただ渇水対策の場合だと、ここだけ晴れて、こっちが降っているというようなことは魚沼市くらいのレベルだと、確かに山手のほうは降るだろうというのは私どもも承知はしています。こっちは晴れてるんだけどというようなことはあり

ますけども、これらを含めて、農家さんの声等を含めて総合的に市長が判断されて認めた場合にと書いてありますので、そこら辺のところでは私も、これらが続く前に農家さんの声が出てくる部分のほうが大きいだろうと思ってますし、実際今までもそうでしたし、ですので、干ばつに対しては観測所は3カ所でいいと思います。

志田委員長　ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。本件については以上とします。

・行政視察について

志田委員長　次に、行政視察についてを議題とします。今年度の行政視察については、お手元に配布の資料「委員派遣承認要求書(案)」に記載のとおりとし、委員派遣とすることにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。今年度の行政視察については、配布資料のとおりとし、委員派遣とさせていただきます、あわせて閉会中の所管事務等の調査とさせていただきます。次に、視察先への質問等がある場合は、あらかじめ事務局まで質問内容の提出をお願いしていましたが、配布資料のとおり、取りまとめましたので、委員の皆様から確認をお願いしたいと思います。この内容でよければ配布資料のとおり事前に質問事項を送付したいと思います。いかがでしょうか。(異議なし) そのように決定しました。本件については以上とします。

(2) 閉会中の所管事務等の調査について

志田委員長　日程第2、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出たいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務等の調査については、議長あて申し出を行うことに決定しました。

(3) その他

志田委員長　日程第3、その他を議題とします。まず、星野商工観光課長より発言を求められていますので、これを許します。

星野商工観光課長　資料はございませんが、2点、水の郷工業団地の関係で報告をさせていただきます。水の郷工業団地では、現在稼動しているテーブルマーク株式会社をはじめ、建設中の魚沼醸造株式会社及び立地予定企業の株式会社ブルボンから、今後、最大電力量が2,000キロワットを超え、特別高圧電力の需要が生じる見込みである旨を伺っております。この関係で、立地企業側から水の郷工業団地として、電力供給体制の構築に対する要望がありました。このため、企業誘致活動として、東京ガス株式会社の子会社であります、東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社との交渉を進めまして、同社から水の郷工業団地における特別高圧電力の共同受変電設備の導入に向けた提案がありました。このことについて、それぞれと協議を進めてまいりましたが、先般、市と各立地企業と東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社との3者間で、同団地内における特別

高圧電力の共同受変電設備の導入検討に関する合意が整い、具体的な検討、調整作業に入りましたことをご報告申し上げます。なお、東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社につきましては、同工業団地内でガス水道局が所有する水の郷工業団地ガス製造所を建設し、現在設備点検業務を受託している会社であり、エネルギー供給事業に関するトップメーカーでもあります。同社からは将来、立地企業からの要望に基づいて熱、いわゆるボイラーもあわせて供給する方向で検討している旨を聞いております。今後、特別高圧電力の共同受変電設備建設計画が具体化する場合には、東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社に対して、水の郷工業団地内の分譲地の一部を売却する必要が生じますので、あわせてご報告申し上げます。2点目は、現在建築工事が進んでおります、魚沼醸造株式会社水の郷工場に関する情報提供であります。新工場につきましては、米こうじ原材料生産工場として10月末に完成し、試験操業を12月末まで行い、本格操業を来年の1月からスタートする予定であります。新工場の事業開始に伴い、本社マルコメ社から米こうじ製造の熟練スタッフ10名、営業スタッフ2名、工場長1名、総務1名、品質管理1名、合計15名の出向社員でスタートし、順次地元雇用を進めていく計画であります。それから、現在、12月議会日程では12月13日が産業建設委員会の開催予定となっておりますが、この度魚沼醸造株式会社から12月13日に竣工式を行いたいということで案内がありましたので、あらかじめ日程調整をさせていただきたいと思っております。以上、2点報告させていただきました。

志田委員長　　ただいまの説明に質疑等はありませんか。

森山委員　　特別高圧電力の共同受変電設備なんですけど、東京ガスエンジニアリングソリューションズという会社らしいんですけど、東北電力は全然関係ないんですか。

星野商工観光課長　　電力の供給は東北電力が行うということですが、東北電力の供給規程によりますと、2,000キロワットを超えると各企業が受変電設備を設けて受電しなければならないということですが、今回は共同受変電設備ということで、立地企業が共同して、1カ所の設備で受けるということですが、その共同受電の受ける事業主体が東京ガスエンジニアリングソリューションズという、今ガス水道局のLNGサテライトの建設保守管理をしている事業者が、取りまとめた共同受変電設備の事業者という形で受変電設備を建設するということあります。

桑原商工振興室長　　補足して申し上げます。このたび東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社が、共同受変電設備としてその事業主体に名乗りを上げたわけですが、共同で受変電を行いますと、当然ながら大口契約になりまして電気の供給価格が安くなります。これは企業側にとってもだいぶメリットになるということがあります。東京ガスエンジニアリングソリューションズ、立地企業側双方にメリットがあるということで今回話をいただいたという経過がございます。

森山委員　　確認ですが、この辺で自然エネルギーの発電施設を造成するときに容量が足りないとか、いろいろ話があった中で、この2,000キロワットの共同受変電設備は、問題なく東北電力とは受電できるという確認は当然されていますよね。

桑原商工振興室長　　引き込みの特別高圧でございますが、関越自動車道に併設して通っている特別高圧から引き込む予定で計画しております。東北電力については協議中でございます。供給については問題ないということで伺っております。

志田委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。本件については以上とします。ほかに執行部から何かありませんか。(なし) 委員の皆さんからご意見、協議事項等はありませんか。(なし) これで、その他を終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思います。本日の産業建設委員会は、これで閉会とします。

閉　　会 (10 : 51)